

## 山陽小野田市中小企業振興基本条例

本市は、明治時代から石炭産業、窯業等で栄えるとともに、明治14年に日本で初めての民間セメント製造会社が設立されて以降、大正時代に掛けて医薬製品、化学製品等の工場が早くから立地する等、古くから工業都市として発展してきましたが、昭和30年代のエネルギー革命等により、炭鉱の閉山及び窯業の廃業が相次ぎ、本市の産業及び経済が衰退し、また、人口が減少し、一時期市勢が衰退しました。

こうした中、先人たちのたゆまぬ努力の積み重ねにより、企業誘致をはじめ、企業努力、市民の協力等により産業構造の転換を図り、復興しました。

現在では、石油、化学、鉄鋼、金属、機械、医薬等の製造業を中心としたさまざまな事業所の生産活動や事業活動等により、工業都市として大きく成長してきました。

このような成長過程においては、市内の事業所のうち大多数を占める中小企業の役割は大きく、中小企業は、市の経済基盤を支え、多様な人材の育成、多くの雇用創出等の重要な役割を担っています。

しかしながら、近年は、産業の高度化、市場ニーズの多様化、企業間競争の激化、個人消費の低迷、少子高齢化による人口減少等により、中小企業を取り巻く環境は、厳しさを増しております。

本市が更に活力ある発展をするためには、中小企業の発展や活性化は、欠くことができないものであり、中小企業の振興は、本市経済の循環及び発展に大きく関わり、ひいては市民生活の向上につながるものです。

中小企業が本市経済の重要な担い手であることをここに改めて認識し、中小企業の振興は、市、中小企業者、大企業者、関係団体等及び市民が一体となって図っていく必要があるため、この条例を制定するものです。

### 【解説】

前文は、山陽小野田市の産業の歴史や特色、条例制定の背景や趣旨について、記述しています。

(参考)

山陽小野田市の製造品出荷額等は、8,779億9,009万円で山口県内第3位です。

※平成25年12月31日現在。

※経済産業省「平成25年工業統計調査」速報値。

#### (目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興についての基本理念を定め、市の責務、中小企業者の役割、大企業者、関係団体等及び市民の協力等を明示するとともに、中小企業振興の基本となる施策を定めることにより、中小企業者の発展を支援し、もって本市経済の循環及び発展並びに市民の生活向上に寄与することを目的とする。

#### 【解説】

ここでは、本条例の制定目的を示しています。

本条例は、本市の中小企業の振興に関する基本的な方向性を示す、いわゆる理念条例とするもので、中小企業の振興については、市の責務、中小企業者の役割、大企業者や関係団体等の協力、市民の理解と協力を明確化しながら、相互が一体となって推進し、もって本市経済の循環及び発展、市民の生活向上に寄与することを目的としています。

#### (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち法第2条第5項に規定するものをいう。

(3) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(4) 関係団体等 商工会議所、商店街振興組合、金融機関、学術研究機関等の団体をいう。

#### 【解説】

条例で使用する用語について定義しています。

(1) 中小企業者 (2) 小規模企業者の定義は、中小企業基本法に定められたものをいいます。

(参考) 中小企業基本法

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うこ

とにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。

4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

(4)関係団体等の中の、金融機関とは、銀行や信用金庫、信用組合等を、学術研究機関等とは、山口東京理科大学等の大学や工業高等専門学校、山口県産業技術センター等を包含しています。

#### (基本理念)

**第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を推進する。**

- (1) 中小企業者の創意工夫及び自主的な経営向上の努力を促進すること。
- (2) 中小企業者が経済的社会的環境の変化に円滑な適応を図ることができるよう対応すること。
- (3) 市、中小企業者、大企業者、関係団体等及び市民の相互の協力が行われること。

#### 【解説】

本条例第1条の目的を達成するため、中小企業の振興に関する基本的な考え方を示しています。

(1)は、中小企業の振興は、中小企業者自らが新商品の開発や新しいサービス等を提供することが、事業活動の活性化や新たな雇用創出につながることから、既存の経営に囚われない経営革新や経営改善が重要であることを示しています。

(2)は、地域間や国際間競争の激化、経済環境や社会環境の変化等、中小企業を取り巻く経営環境は常に変わることから、このような変化に対して中小

企業者が対応できる支援が必要であることを示しています。

(3) は、中小企業の振興は、市の支援や中小企業者のみの経営努力だけでなく、大企業者や関係団体等、市民が相互に協力する必要があることを示しています。

#### (基本方針)

第4条 市は、中小企業の振興について、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新及び技術開発を支援すること。
- (2) 中小企業者の経営基盤の強化及び資金調達の円滑化を支援すること。
- (3) 中小企業者の人材育成、雇用の安定及び確保並びに従事者の福祉の充実に支援すること。
- (4) 中小企業者の受注機会及び販路の拡大を支援すること。
- (5) 地域資源の活用による産業の発展及び創出を促進すること。
- (6) 起業、後継者育成等を支援すること。
- (7) 小規模企業者の経営状況等に応じた支援をすること。
- (8) 中小企業者相互間の連携並びに中小企業者と大企業者、関係団体等及び市民との間の連携及び協力を促進すること。

#### 【解説】

本条例第3条の基本理念に基づき、中小企業の振興のために、市が実施する施策の基本的な方向性を示しています。

(1) の「経営の革新」や「技術開発」については、関係機関と連携を図り、中小企業者自らが新商品開発や新サービス提供等に取り組めるよう支援をします。

(2) の「経営基盤の強化」等については、市の制度融資の見直しや拡充等を行い、支援をします。

(3) の「人材育成」や「雇用の確保」については、中小企業を支えるものは「人」であることを再認識し、人材育成や雇用環境の安定のために、関係機

関と連携し、支援をします。また、従事者福祉の充実や向上が図れるよう支援をします。

(4)の「中小企業者の受注機会・販路拡大」については、中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争に配慮しながら事業拡大を支援します。

(5)の「地域資源の活用による産業の発展及び創出の促進」については、農林水産資源のブランド化や販路の拡大等の支援に努めます。また、本市の観光資源の情報の発信強化や名産品推奨等に努め、地域資源の活用を通じて産業の発展及び創出が図れるよう、中小企業の事業発展を支援します。

(6)の「起業や後継者育成等」については、円滑に起業することができるよう、また、後継者育成が図れるよう、関係機関と連携を図りながら支援をします。

(7)の「小規模企業者」への支援については、中小企業者のうち大部分を占める小規模企業者の活性化のため、関係機関と連携を図り、経営規模等に応じた支援をします。

(8)の「中小企業者相互間の連携」や「中小企業、大企業者や関係団体等、市民との連携等」については、相互の連携体制の構築に努めます。

また、山口東京理科大学等の学術研究機関との連携を図り、産学官の連携による新商品や新技術等の研究開発を支援します。

#### (市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念及び前条の基本方針に基づき、中小企業の振興施策を総合的かつ計画的に行うものとする。

2 前項に規定する施策の推進に当たっては、中小企業の振興に関する推進計画を策定し、中小企業者、大企業者、関係団体等及び市民と協力して、効果的な施策を実施するものとする。

3 市は、中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を検証し、公表するものとする。

#### 【解説】

中小企業の振興のための市の責務を示しています。

1項は、中小企業の振興を図るため、第3条の基本理念及び前条の基本方針にのっとり、市として地域特性に適した中小企業の振興を総合的かつ計画的に行うことを明記しています。

2項は、中小企業振興推進計画の策定を行い、施策の内容を明確化するとともに、推進に当たっては、市、中小企業者、大企業者、関係団体等、市民と協力することが重要であることから、相互の連携・協力を図りながら、効果的な施策の実施に努めることを明記しています。

推進計画の策定に当たっては、中小企業振興協議会（仮称）を設置します。

3項は、推進計画の実施に当たっては、施策の実施状況の検証を行い、その状況を公表することを明記しています。

#### （中小企業者の役割）

第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に適応し、事業を発展させるために、自主的に経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、労働環境の整備、雇用の維持及び創出、人材の育成、従事者の福利厚生の実等々に努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

#### 【解説】

中小企業の振興を推進していくための中小企業者の役割を示しています。

1項は、中小企業者が自主的に「経営革新や経営基盤の強化」に努力することが必要であることを示しています。

2項は、中小企業者は、本市及び地域経済の重要な役割を担っていることから、継続して働くことのできる労働や職場環境の整備、人材育成、従事者に対

する福利厚生の実充等に努めることが必要であることを示しています。

3項は、中小企業者は、地域社会の構成員であることを認識し、事業経営や経済活動だけでなく、地域活動やまちづくり等に貢献するよう努めるとともに、経済や社会環境への配慮、市民に安全で安心な商品やサービスの提供等を行い、市民生活の向上に貢献する必要性を示しています。

(大企業者等の協力)

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに事業活動において中小企業者とともに発展するという考え方を  
持って、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業者に対する円滑な資金供給をはじめ、経営相談による支援に努めるものとする。

3 学術研究機関等は、中小企業者に対する新商品及び新技術開発等の支援、研究開発の協力等産学連携の促進に努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興を推進するためには、大企業者や関係団体等の協力が必要であることを示しています。

1項では、大企業者は、地域経済や中小企業に大きな影響力を有するとともに、中小企業者の協力等により事業活動が維持できているものと考え、中小企業者等との連携や協力を努めることを示しています。

2項では、金融機関は、中小企業者の円滑な資金供給や経営の相談等の支援に努めることを示しています。

3項では、学術研究機関等は、中小企業者の新商品や新技術開発等の支援、研究開発等の協力等により、産学連携の促進に努めることを示しています。



(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、中小企業の振興が市の経済発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の健全な成長及び発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、中小企業者の商品、製品、サービス等を利用するよう努めるものとする。

【解説】

中小企業の振興を推進するためには、市民の理解と協力が必要であることを示しています。

1 項は、中小企業は、本市の経済発展や市民生活の向上に重要な役割を果たしており、このことについて、市民の理解が深まることで、本市の更なる発展につながるものとの考えを示しています。このため、中小企業者等と市民の交流及び連携を促進するよう努めます。

2 項は、市民の協力を得ながら、市内の中小企業者の商品やサービス等の地元利用、地産地消を促進することを示しています。

なお、市民に対して協力を義務付けるものではなく、自主的な協力を期待するものです。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条例の施行に係る規則等の必要な事項は、市長が別に定めることとしています。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。